

# 太陽光発電を巡る動向

令和2年8月20日

山梨県

## 1. 電源の特性に応じた制度構築（→ 競争力ある再エネ産業への進化）

- 再エネの利用を総合的に推進する観点から、「FIT法」から「再エネ促進法」に改正。【再エネ促進法】
- 市場連動型のFIP制度の創設【再エネ促進法】
  - ✓ 固定価格買取（FIT制度）に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（FIP制度）を創設。
- 分散型電力システムの促進【電気事業法】
  - ✓ 地域において分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となるよう、配電事業を法律上位置付け。
  - ✓ 分散型電源等を束ねて電気の供給を行う事業（アグリゲーター）を法律上位置付け。

## 2. 再エネの大量導入を支える次世代電力NW（→ 再エネを支えるNW等の社会インフラの整備）

- マスタープランの法定化【電気事業法】
  - ✓ 電力広域機関に、将来を見据えた広域系統整備計画（プッシュ型系統整備・マスタープラン）策定業務を追加。
- 系統増強費用への賦課金投入【再エネ促進法】
  - ✓ 将来を見据えた広域系統整備計画（プッシュ型系統整備）を踏まえ、再エネの導入拡大に必要な地域間連系線等の送電網の増強費用の一部を、賦課金方式で全国で支える制度を創設。

## 3. 適正な事業規律（→ 再エネと共生する地域社会の構築）

- 太陽光発電の廃棄費用の外部積立義務化【再エネ促進法】
  - ✓ 事業用太陽光発電事業者に、廃棄費用の外部積立を原則義務化。
- 長期未稼働に対する失効制度【再エネ促進法】
  - ✓ 系統が有効活用されない状況を是正するため、認定後、一定期間内に運転開始しない場合、認定を失効。 21

## 再エネ促進法の改正（適正な事業規律）の背景等

### ◆ 地域の理解・信頼を得るための事業規律の適正化

・再エネ発電事業が、地域に根差した長期安定的な事業として社会の基盤として定着していくためには、地域からの信頼確保が不可欠である。そのためには、再エネ発電事業が、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に実施されることを担保する必要がある。

・2017年の改正再エネ特措法の施行の際、事業計画策定ガイドラインの整備、認定計画の公表といった枠組みを整備し、これに基づき順次、標識・柵塀の設置義務違反といった不適切案件への指導、地域での先進的な取組事例の共有の場としての情報連絡会の開催といった累次の対策を行ってきた。また、今般の再エネ特措法改正において、太陽光発電の廃棄費用の積立制度や、公表情報の拡大に関して規定。

## 再エネ促進法の改正（適正な事業規律）の背景等

### ◆ 地域の理解・信頼を得るための事業規律の適正化（地域連絡会の活用）

・FIT制度の開始以降、全国の各地域でトラブルになる再エネ設備が増加。このため、**FIT法では、条例も含めた関係法令の遵守を義務付け、関係法令遵守違反の場合には、指導及び助言、改善命令、認定取り消し**等の対応を行うこととしている。条例を関係法令に含めたのは、地域の特性や事情が様々であることから、地域でのルールを国が法令等で一方的・一律的に求めることは適切ではないという考え方によるもの。

・**上記の仕組みが実効性あるものとなるためには、地方自治体による条例策定等の自主的な制度整備が必要**となるが、国もそれを支援することが求められている。

・このため、**条例策定等の地域での再エネ理解促進のための先進的な取組を進めている自治体の事例等を全国に共有**する場として、地方自治体と関係省庁を参加者とする連絡会を設置し、これまで4回実施。

# 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度

・太陽光発電設備の廃棄処理は、廃棄物処理法に基づき、事業者には責任があるが、参入障壁が低く様々な事業者が取り組み、事業主体の変更も行われやすいため、**有害物質（鉛、セレン等）を含むものもある太陽光パネル等が、発電事業終了後、放置・不法投棄されるという地域の懸念が顕在化。**

・FIT制度では、調達価格等算定委員会において廃棄等費用を想定した上で調達価格を算定してきているが、廃棄等費用の積立て実施事業は2割以下。

・改正法において太陽光発電設備の廃棄等費用の積立て制度について措置。

## 廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の方向性

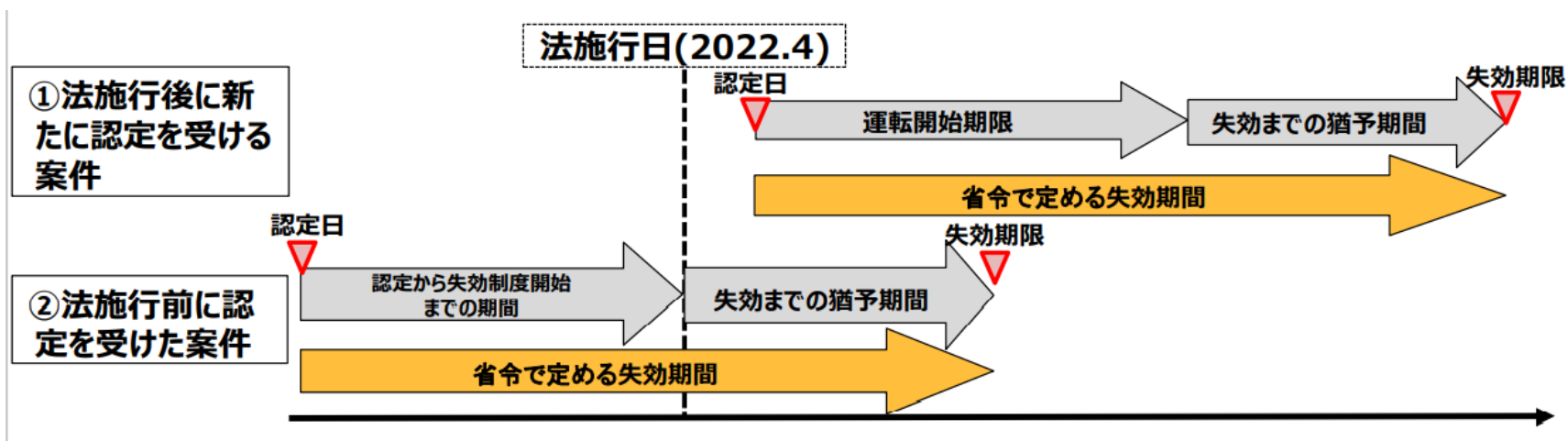
### 原則、源泉徴収的な外部積立

- ◆ 対象：**10kW以上すべての太陽光発電の認定案件**（10kW未満は対象外）
- ◆ 金額：**調達価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準**
- ◆ 時期：**調達期間の終了前10年間**
- ◆ 取戻し条件：**廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出**

※例外的に内部積立を許容。（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

# 長期未稼働に対する失効制度

- ・過去の認定時の高い調達価格の権利を保持したまま、長期にわたり、運転を開始しない案件が大量に滞在することにより、将来的な国民負担増大の懸念等の問題が生じている。
- ・未稼働の状態のまま、認定時点のコストで算定した高い調達価格が保持されることに加え、認定設備に係る系統容量が使われなまま確保され、国民負担の増加や新規事業者の系統利用の阻害リスクが生じる。
- ・今般の抜本見直しに伴う法改正に認定失効制度を盛り込んだ。



# 地域の要請に応え持続可能な導入拡大を実現する取り組みの促進

## ◆ 小規模事業用太陽光発電の地域活用要件

・需要一体・地産地消の電源や地域分散型のエネルギーシステムについて、昨今の災害時のレジリエンス強化にも資するものとして需要が高まっている。

・これまでの議論の中で、**小規模事業用太陽光発電**・小規模地熱発電・バイオマス発電・小水力発電は、**地域活用電源と位置づけ**。小規模事業用太陽光発電(10-50kw)については、**今年度から自家消費型要件を決定**。

### □ 地域活用電源に係る制度の考え方

・地域活用電源については、レジリエンスの強化・エネルギーの地産地消に資するよう、電源の立地制約等の特性に応じ、**FIT認定の要件として、自家消費や地域一体的な活用を促す地域活用要件を設定**。

小規模太陽光（10-50kw）は、  
⇒2020年4月から自家消費型にFIT適用

＜自家消費型要件＞ = ①②の両方  
①再エネ発電設備の設置場所で少なくとも**30%の自家消費**等を実施すること  
②**災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること**